

## エコマーク商品類型 128「日用品 Version1.13」認定基準の 部分的な改定について（案）

### 1. 改定の経緯

本商品類型の「材料に関する基準」において、ガラスについては、使用される着色剤に「クロム」を添加しないこととしている。これは、本基準制定当時に有効だった「ガラス製品 Version1」の認定基準からの引用による。その後、「ガラス製品 Version1」の見直しにより現行の「ガラス製品 Version2」に改定された際に、緑色のガラスにはクロム（三価クロムなど）の使用が不可欠のため、「クロム」の不使用については、土壌汚染対策法施工規則で規制している「六価クロム」の溶出基準を満たすとともに、着色剤への添加についても「六価クロム」を添加しないことと明記された。そのため、本商品類型でも同様の扱いとする。

### 2. 改定箇所(抜粋)

見え消し部を削除、下線部を追加する。

-----  
< 認定基準 >

#### 4. 認定の基準と証明方法

##### 4-1. 環境に関する基準と証明方法

##### 4-1-2. 材料に関する基準と証明方法

製品は、製品を構成する各材料が、以下に示す材料に関する基準をそれぞれ満たすこと。  
ただし、小付属（ネジ、ビスなど製品の機能上必要な小さな部品）は、以下に示す材料に関する基準を適用せず、接着剤は、(14)を適用し、他の材料に関する基準を適用しない。

#### D. ガラス

(x) ガラスに使用される着色剤などは、カドミウム、鉛、水銀、~~クロム~~六価クロム、ヒ素およびその化合物を処方構成成分として添加していないこと。

##### 【証明方法】

着色剤などの製造事業者の発行する成分表もしくは化学物質等安全データシート(MSDS)を提出すること。

### 3. 改定予定日

2011年11月1日

以上